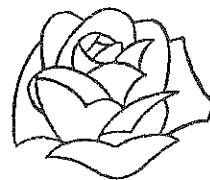


広報

# かがやき

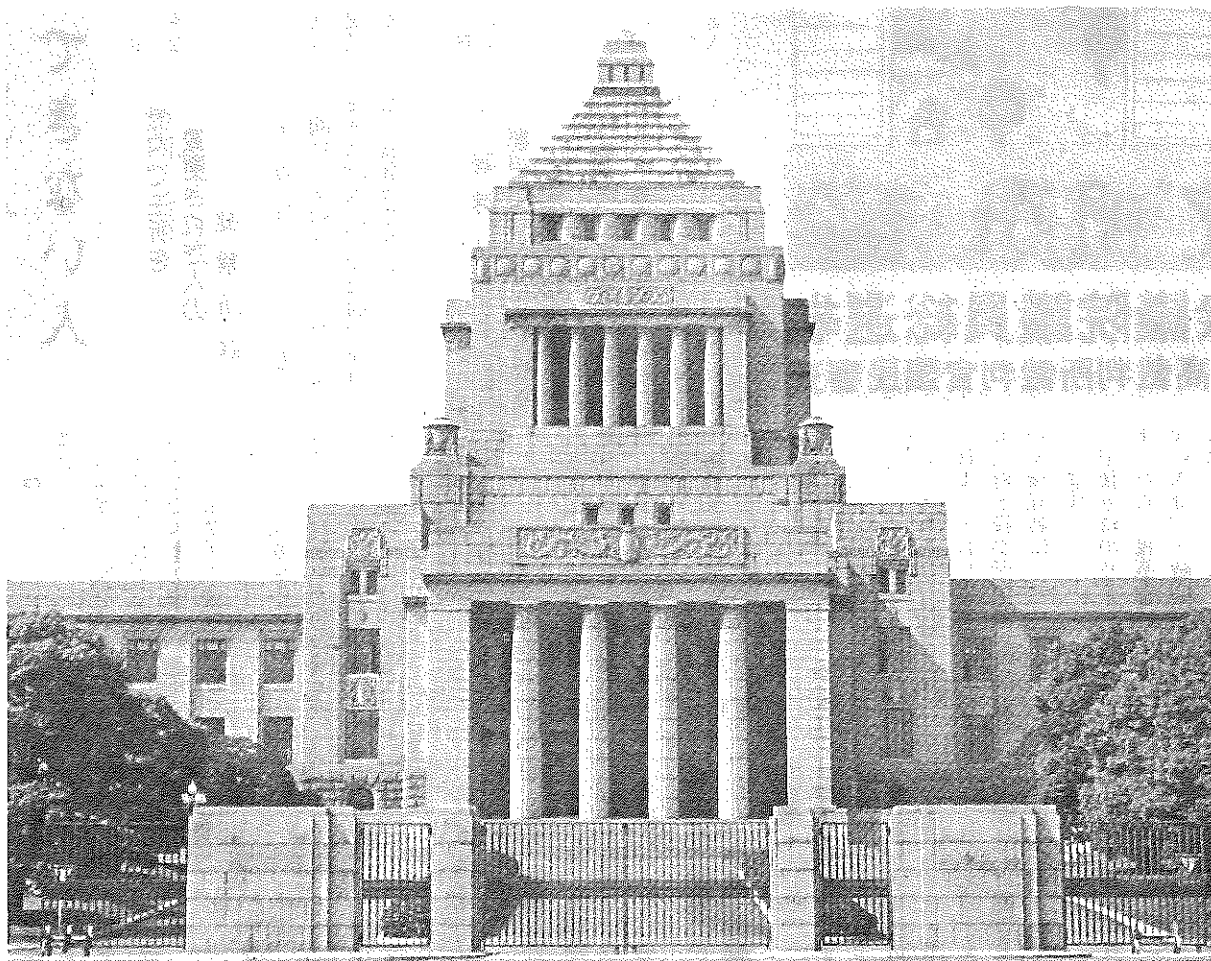


発行 福井県勝山市  
勝山市選挙管理委員会

編集 市企画課

911 福井県勝山市元町1丁目1番1号  
☎ (07798) 8-1111

## 12月18日衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査も



衆議院議員総選挙は十二月三日公示され、十二月十八日が投票日です。さらに、最高裁判所裁判官の国民審査も同時に行われます。

総選挙は、厳しい社会・経済環境のなかで、今後の日本の進路を方向づける極めて重要な国政選挙です。

政治は、私たちの生活と切っても切れない関係を持っています。そういう意味で、今回の総選挙は、私たちが国政に参加する最もいい機会なのです。

選挙する私たちにとっていちばんたいせつなことは、自分の投票は自分自身が決めることです。あなた自身が、政治の主役であることを自覚しなければなりません。

そのためには、みんなが政治について、よく考え、投票日には自覚と良識をもって、清き一票を投じましょう。

# 一票ではたす責任

## みつめる政治



### 選挙のできる人 できない人

今回の選挙で、勝山市において選挙ができる人、できない人は次のとおりです。

#### できる人

- ・昭和三十八年十二月十九日以前に生まれた人で、住民登録をし、引き続き居住している人
- ・勝山市に、本年の九月二日以前に転入、住民登録をして、引き続き居住している人

#### できない人

- ・本年の八月十七日以前に、市外へ転出された人
- ・公民権を停止されている人

#### 市内で住所を 変更された人の 投票所は

十二月一日から投票日まで間に、市内うちで住所を変更された人は、変更前の住所の投票所で投票をしてください。

#### 入場券は

郵便でお届けします

入場券は、投票日の一週間前までに有権者の皆さんのお手もとへ、郵便でお届けします。

もし、入場券が届かないときは、市選挙管理委員会事務局（☎八一一一一）までご連絡ください。

入場券は、投票日まで確実に保管しておき、投票日に氏名などをまちがえないようにして、投票所の受付へ出してください。

万一、入場券をなくした場合でも、投票所の受付でその旨、申し出れば投票ができます。

#### 投票時間は

午前七時から  
午後六時まで

ただし、次の投票所は、投票所閉鎖時刻を一時間繰り上げ、午後五時に閉じますのでご注意ください。

- 第十四投票所 小原分校
- 第十六投票所 杉山分校

#### 投票日に

サイレンが  
鳴ります

十二月十八日の投票日には、これまでどおり投票開始の午前七時と投票所閉鎖一時間の午後五時に、サイレンを鳴らします。

午後五時のサイレンが鳴りましたら、投票を済ませていない人は、一時間以内に必ず投票をしてください。

### 不在者投票

次のような理由がある人は不在者投票ができます

- (1) 投票日の当日、自分の投票区以外のところで仕事に従事しなければならぬ場合
- (2) やむを得ない理由（例えば、新婚旅行など）または、事故（例えば旅行先での病気やけがなど）のため他の市町村に滞在している場合

(3) 病氣・負傷・妊娠・老衰、あるいは、身体障害のため歩行が困難で、投票日に投票所に行けない場合

#### 不在者投票のできる期間・時間・場所

##### ○期間

衆議院議員総選挙

十二月十七日（土）まで

最高裁判所裁判官国民審査

十二月十日（土）から十二月十七日（土）まで

土曜日・日曜日を問わず受け付けています。

##### ○時間

午前八時三十分から午後五時まで

##### ○場所

市役所三階選挙管理委員会事務局

不在者投票を  
印鑑を忘れずに  
投函してください

不在者投票をする人は、選挙管理委員会事務局へ印鑑を持っておいでください。

投票日の当日に、投票に行けない理由を宣誓書に記載するだけで不在者投票ができます。

#### 郵便で不在者投票ができます

郵便による不在者投票のできる人は次に該当する人で、「郵便投票証明書」の交付を受けている人です。

● 身体障害者手帳の交付を受けている人で、次に該当する人

- (1) 両下肢・体幹の障害（一・二級）
- (2) 心臓・じん臓・呼吸器障害（一・三級）

#### 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、次に該当する人

- (1) 両下肢・体幹の障害（特別項症から第二項症）
- (2) 心臓・じん臓・呼吸器障害（特別項症から第三項症）



からだの  
不自由な人は  
代理投票を  
点字投票を

からだの不自由な人や目の不自由な人は、「代理投票」「点字投票」ができます。投票所受付で、その旨申し出てください。  
補助者が立ち会いますが、秘密は固く守られますから安心してください。

開票は即日開票  
午後七時三十分から  
市民会館で

十二月十八日に行われる衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の開票は、即日開票で午後七時三十分から市民会館で行われます。

# 投票用紙をまちがえないように 衆議院議員総選挙は 白色 最高裁判所裁判官国民審査は 桃色

今回は、衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査が同時に行われるため、投票用紙が色分けされています。衆議院議員総選挙の投票用紙は白色で、自書式になっています。最高裁判所裁判官国民審査

## 衆議院議員総選挙政見経歴放送日程

(12月8日以降)

実施放送局	区	分	放送日時
NHK 福井放送局	テレビジョン	2回目	第1班 12月14日(水) 午前7時30分から
		第2班 12月15日(木) 午前7時30分から	
	ラジオ	2回目	第1班 12月13日(火) 午後1時5分から
		第2班 12月14日(水) 午後1時5分から	
FBC 福井放送	テレビジョン		12月12日(月) 午後4時から
	ラジオ		12月11日(日) 午後3時から
福井テレビ	テレビジョン	2回目	12月11日(日) 午後4時から

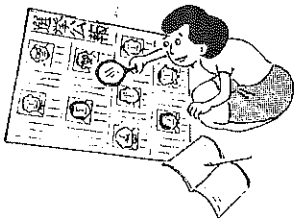
選挙公報・  
審査公報を  
よく読みましょう

衆議院議員総選挙の選挙公報と最高裁判所裁判官国民審査の審査公報は、投票日の二日前までに各家庭に配布します。

公報が配布されたら有権者の皆さんはよく読んで明らかな選挙に役立ててください。

一票の行使に責任を

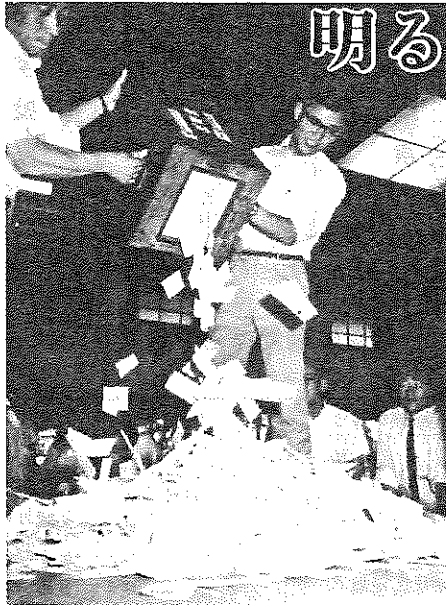
「わたしの事前審査きびしいわヨ」



## あなたの投票所は次のとおりです

今回の選挙から、従前の第七投票区(上芳野・芳野原)がなくなり、投票所も一カ所減りました。  
投票所番号と投票区域の一部が変わっていますので、まちがわないようにご注意ください。

投票所名	施設の名称	投票区の区域	投票所名	施設の名称	投票区の区域
第1投票所	市役所	元町1丁目、本町2・3・4丁目	第13投票所	木根橋道場	木根橋
第2投票所	成器西幼稚園	沢町1丁目、本町1丁目 栄町1・2・3・4・5丁目	第14投票所	小原分校	小原
第3投票所	北保育所	沢町2丁目、芳野町1・2丁目 長山町1・2丁目	第15投票所	谷教会	谷
第4投票所	成器西小学校	昭和町1・2・3丁目、旭町1丁目	第16投票所	杉山分校	杉山
第5投票所	成器南幼稚園	元町2・3丁目、立川町1・2丁目	第17投票所	野向公民館	竜谷、竹林、聖丸、深谷、牛ヶ谷、北野津又、横倉
第6投票所	旭町2丁目区民会館	旭町2・3丁目、片瀬、片瀬町1・2丁目	第18投票所	荒土公民館	松田、田名部、布市、清水島、北新在家、別所、細野口、北宮地、堀名、中清水、伊波、妙金島、新保、松ヶ崎
第7投票所	猪野瀬公民館	毛屋、猪野、高島、若猪野、猪野口、西高島、平泉寺町岡横江	第19投票所	細野分校	境、戸倉、西ヶ原、新道
第8投票所	平泉寺公民館	平泉寺、笹尾、赤尾、大渡、壁倉神野、群塚	第20投票所	北郷公民館	西妙金島、松倉谷、新町、志比原、上森川、下森川、東野、岩屋
第9投票所	岩ヶ野公民館	岩ヶ野、大矢谷、小矢谷、上野、池ヶ原	第21投票所	伊知地公民館	伊知地、坂東島、上野
第10投票所	村岡公民館	郡町1・2・3丁目、滝波、五本寺、黒原、寺尾、浄土寺、滝波町1・2・3・4・5丁目、上芳野、芳野原	第22投票所	鹿谷公民館	保田、西光寺、北西俣、矢戸口、西遅羽口、本郷、東遅羽口、杉保、志田、発坂、出村
第11投票所	栃神谷公民館	栃神谷、暮見、野向町薬師神谷	第23投票所	遅羽農村環境改善センター	下荒井、ほう崎、大袋、新道、北山、蓬生、中島、千代田、比島
第12投票所	北谷公民館	中尾、北六呂師、河合			



# 明るい選挙は 私たち一人ひとりの手で

選挙は、私たちのくらしの願いを政治に反映させる最大のチャンスであり、私たちの一票はくらしをよくするための貴重な「意思表示」です。  
これからの政治を任せる人を選ぶにあたって、私たちは冷静に悔いのない一票を投じたいものです。  
そして、みんなの一票が正しく政治に生かされるためには、選挙は公正に行わなければならないですね。

**候補者などの寄付は全面禁止**

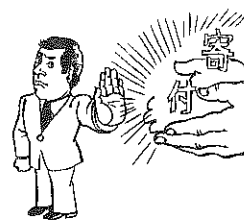
きれいな選挙は  
“三ない運動”から

贈らない、求めない、受け取らない

現職の議員はもちろん、候補者や立候補の意思のある人が、選挙区内の人にする寄付は、親族に対する場合など特別なケースを除いて、いかなる名義であろうとも、いっさい禁止されています。

また、私たち有権者も、寄付を求めたり、受け取ったりしてはいけないので、十分注意しましょう。  
この「寄付の禁止」は、選挙に関するものと否とを問わず、日常のあらゆる場合についてあてはまります。  
ここでいう「寄付」とは、お金や品物を贈ることはもとより、財産上の利益を提供したり、約束する場合も含まれます。

① 団体旅行などに寄付すること。  
② 候補者や政治家などの寄付については、選挙のときはもとより常日ごろから贈らない、求めない、受け取らないの「三ない運動」で「きれいな選挙」を心がけましょう。



## 知っておきたい 公職選挙法の改正

公職選挙法の改正が行われ、今回の衆議院議員総選挙から適用されることになりました。  
おもな改正点は次のとおりです。

- (1) 各選挙の選挙運動期間が短縮されました
  - 衆議院議員の選挙 二日間を十五日間に。
  - 参議院議員の選挙 二三日間を十八日間に。
  - 県議会議員の選挙 十二日間を九日間に。
  - 知事の選挙 二十五日間を二十日間に。
  - 市議会議員の選挙 十日間を七日間に。
- (2) 立候補届出期間が短縮されました
  - 今までの二日間を一日間に。
  - 市長の選挙 十日間を七日間に。
- (3) 連呼行為・街頭演説・街頭政談演説の行うことができ、時間が短縮されました
  - 今までの午前七時から午後八時までを、午前八時から午後八時までに。
- (4) 経歴放送の回数が増加されました
- (5) 立会演説会の制度が廃止されました

### 過去5回の衆議院議員総選挙結果

選挙投票日	36回(55・6・22)	35回(54・10・7)	34回(51・12・5)	33回(47・12・10)	32回(44・12・27)
選挙当日の有権者	22,610 人	22,546 人	22,368 人	22,195 人	21,717 人
投票総数	19,946	18,255	19,618	17,466	17,356
投票率	88.22 %	80.97 %	87.71 %	78.69 %	79.92 %
有効投票	19,690	18,186	19,540	17,399	17,271
議員定数(全県一区)	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
立候補者数	6 人	6 人	11 人	8 人	8 人

